

白川町庁舎建設基本設計（案）のパブリックコメントの実施について

町では現庁舎が土砂災害警戒区域内にあることや耐震性能が不足していることから、有事の際に防災拠点としての機能が果たせなくなる可能性があるため、町民の皆様の安全安心な暮らしを守るべく、令和7年5月の開庁を目指し新庁舎整備を進めています。

令和3年度には、本町が目指す新庁舎の建設指針となる基本的な考え方を示す「白川町新庁舎整備基本方針」及び、新庁舎の規模、整備手法、スケジュール、概算事業費といった事項を明らかにした「庁舎建設基本計画」を策定しました。

今年度は、この基本方針と基本計画の内容を実現するための建物の完成イメージや配置、各種設備などの大まかな仕様を決める基本設計に取り組んできました。

この度、基本設計案がまとまりましたので、皆様のご意見をお寄せください。

1. 意見を募集する内容

白川町庁舎建設基本設計（案）

2. 募集期間

令和4年10月11日（火）～10月25日（火）

3. 意見の提出方法

計画案の公表場所に置いてある意見提出用紙（町ホームページからもダウンロードできます）に、必ず住所、氏名または団体名（団体の場合は代表者名も）、電話番号等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。なお、口頭、電話での意見はお受けできませんので、ご了承ください。

(1) 書面の提出 役場総務課財政係、各地区ふれあいセンター

(2) 郵便 〒509-1192 加茂郡白川町河岐 715 番地 白川町役場総務課財政係

(3) ファクシミリ 0574-72-1317

(4) 電子メール soumu@town.shirakawa.lg.jp 又は LOGO フォーム

4. 意見を提出できる人

- ・町内在住または通勤している方
- ・町内に事務所又は、事業所がある法人や団体
- ・計画策定に利害関係を有する方

5. 公表の方法

(1) 役場総務課事務所内での閲覧

(2) 町のホームページへの掲載

6. 周知方法

(1) 町のホームページへの掲載

(2) すぐメール、ライン等

7. 提出された意見の取り扱い及び公表方法

- (1) 意見の内容（概要）及びこれに対する実施機関の考え方を公表します。氏名などは公表しません。
- (2) いずれの方法で提出される場合も、氏名と住所が記入されていない場合は、受付しません。また、各意見に対する個別の回答はしませんので、ご了承ください。
- (3) 内容が類似する意見はまとめて公表する場合があります。
- (4) 内容を修正した際は、修正内容を公表します。

（役場総務課財政係【白川町役場内】 72-1311 内線216）